

## 岩倉市広告入り印刷物、物品等の無償提供に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市が使用する広告入り印刷物、物品等（以下「広告入り印刷物等」という。）の無償提供に関し、岩倉市広告掲載要綱（平成20年3月1日施行。以下「広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (使用期間)

第2条 広告入り印刷物等の使用期間は、募集要項で定めるものとする。

### (無償提供者の募集)

第3条 広告入り印刷物等を無償提供する者（以下「無償提供者」という。）の募集は、市広報紙及び市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集に際し、募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定めるものとする。

### (申込み)

第4条 広告入り印刷物等を無償提供しようとする者（以下「応募者」という。）は、募集要項に基づき、岩倉市広告入り印刷物、物品等無償提供申込書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (無償提供者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、選定基準に基づき公正に判断し、その結果を応募者に対し、岩倉市広告入り印刷物、物品等無償提供承認・不承認決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

2 前項の選定において、結果が良好である応募者が複数あって優劣の判断がつかないときは、次の順位により決定する。この場合において、2以上の同順位の者から申込みがあったときは、抽選により決定する。

(1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する応募者

(2) 前号に規定するもの以外の応募者

### (確認書の締結)

第6条 市長は、前条の規定に基づき無償提供者の決定をしたときは、広告入り印刷物等の製作及び無償提供に関して、無償提供者と確認書を取り交わすものとする。

### (広告の審査)

第7条 無償提供者は、広告入り印刷物等に広告を掲載する広告主及びその広告の内容について、市長に事前に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があったときは、広告掲載要綱第8条に規定する岩倉市広告掲載審査委員会の審査に付するものとする。

### (留意事項)

第8条 無償提供者は、掲載する広告の募集に当たり、自らが広告の募集者である

ことを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 無償提供者は、広告入り印刷物等の色、形状その他の仕様及び掲載する広告について、市長と事前に協議し、その承諾を受けなければならない。
- 3 無償提供者は、広告入り印刷物等の規格及び数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。
- 4 無償提供者は、市の業務内容等を広告入り印刷物等に掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

(経費の負担)

第9条 広告入り印刷物等の製作から納品までの全ての経費は、無償提供者等の負担とする。

(問題発生時の対応)

第10条 無償提供者は、広告入り印刷物等の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(代替品の納品)

第11条 市及び無償提供者は、使用中の広告入り印刷物等の広告内容及び広告主に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、無償提供者は当該広告入り印刷物等を回収し、代替の印刷物、物品等を無償で提供するものとする。

(使用の中止)

第12条 市長は、市民に広告入り印刷物等を提供することが不適切と認めるとときは、当該広告入り印刷物等の使用を中止することができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告入り印刷物等の製作及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年7月27日から施行する。  
(岩倉市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する要綱の廃止)
- 2 岩倉市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

岩倉市広告入り印刷物、物品等無償提供申込書

年　月　日

(あて先) 岩倉市長

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

岩倉市が募集する広告入り印刷物、物品等の無償提供を、関係書類を添えて申し込みます。

本年度及び前年度の無償提供の実績			
(ふりがな) 担当者氏名			
電話番号		FAX	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・募集要項で定めるもの</li><li>・事業提案書</li></ul>		
その他	申込みに当たっては、岩倉市広告掲載要綱、岩倉市広告掲載基準、岩倉市広告入り印刷物、物品等の無償提供に関する取扱要領及び募集要項の内容を遵守します。		

様式第2(第5条関係)

岩倉市広告入り印刷物、物品等無償提供承認・不承認決定通知書

年　　月　　日

様

岩倉市長　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申込みのありました広告入り印刷物、物品等の無償提供について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する	<input type="checkbox"/> 承認しない
	(承認しない理由)	
使用期間	年　　月から	年　　月まで(　年　か月)
備考		